

令和7年度 社会福祉法人尾道市社会福祉協議会 職員募集要項



社会福祉協議会のシンボルマーク（全国共通）

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、明るい
しあわせな社会を建設する姿」を表現しています。

1 求める人材について

- (1) 心身ともに健全で、福祉に理解と情熱がある人
- (2) 市民や地域の視点に立ち、常に先を見通し、考え、行動する人
- (3) 企画力、想像力、創造力、傾聴力などを有し、周囲と協働し、より大きな力を
生み出す人
- (4) コミュニケーション能力を有し、自己研鑽に努め高い目標を持って行動する人

2 採用区分、採用予定人員、勤務場所、業務内容及び職務内容

採用区分	採用予定 人員	勤務場所
総合職（職務経験者）	若干名	尾道市社会福祉協議会
職務内容 ※異動に伴い業務が変更と なる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や世帯を問わず、福祉課題や生活困窮、地域からの孤立などの課題等の相談対応。 ・地区社協、民生委員、ボランティア、行政等と連携を取りながら地域福祉活動の推進。 ・総務経理の業務全般。 ・その他、上記業務に付随して専用システムでの伝票処理や電話対応、ファイリング等の事務業務を含む。 	

3 試験日程

- ◎ 受付期間 令和7年10月6日（月）から令和7年11月7日（金）【**必着**】
（各日とも8時30分から17時00分。ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）
- ◎ 試験日 第1次試験（書類選考）
第2次試験（適性検査＋面接又はグループ討議）
第3次試験（面接）

4 採用予定年月日

令和8年4月1日（希望に応じて前倒しの入職も可能）

5 受験資格

(1) 次の要件を満たすものが受験できます。

- ① パソコンの基本操作ができる者（ワード、エクセル、メールなどの基本的な知識を有し操作できる者）
 - ② 普通自動車運転免許証を所持し運転経験を有する者
 - ③ 福祉職の勤務経験が5年以上（令和7年9月30日までに）ある者
- ※③の同一期間内に複数の職務に従事していた場合、主となる経歴で計算する。

(2) 次のいずれかに該当する者は受験することができません。

- ① 成年被後見人及び被保佐人
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験方法

項目	区分	内容
第1次試験	書類選考	提出された職員採用試験申込書、職務経歴書、志望理由書による審査
第2次試験	適性検査 面接又は グループ討議	適性検査+面接又はグループ討議を実施
第3次試験	面接	面接試験を実施

※ 第2次試験は第1次試験合格者に、第3次試験は第2次試験合格者についてのみ実施します。

7 試験の日時及び場所

試験	日程	試験会場
第2次試験	11月22日（土） 詳細は第1次試験合格者に対して、お知らせします。	尾道市社会福祉協議会・本所 (尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター)
第3次試験	12月13日（土） 詳細は第2次試験合格者に対して、お知らせします。	尾道市社会福祉協議会・本所 (尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター)

[各試験の結果発表方法]

- ・各試験の受験者全員に本人宛書面を郵送で通知します。

8 申込方法

(1) 提出書類

- ① 社会福祉法人尾道市社会福祉協議会職員採用試験申込書 1部
必要事項を記入し、写真を添付してください。
- ② 職務経歴書 1部
- ③ 志望理由書 1部
・就職志望及び職務経験等についての自己アピールを1,600字以内で記入してください。

※ 提出書類はホームページからダウンロードできます。<https://onomichi-shakyo.jp/>

(2) 申込方法

- 上記(1)①から③の書類を角形2号封筒(24×33.2cm)に封入し、持参又は簡易書留で郵送してください。
- 郵送(簡易書留)の場合は、必ず封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きしてください。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒722-0017 広島県尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター
社会福祉法人尾道市社会福祉協議会 総務課
(各支所での受付は行いません。)
電話 (0848) 22-8385
Email:soumu@onomichi-shakyo.jp

9 勤務条件

(1) 給与

- ① 給料(初任給)は、本法人の定める規程に基づき決定します。
- ② 給料のほか、諸規程に従い期末手当や勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当等の諸手当が支給されます。

[例示] 扶養手当や通勤手当等は含めていません。

年齢	4年大学卒業後年数	月額給与	年収
35歳	13年	25万円程度	420万円程度
50歳	28年	35万円程度	580万円程度

※ 上記はあくまでも令和7年4月1日現在での例示であり、給料は各個人の年齢、過去の経歴、役職により変動します。(期末勤勉手当の令和6年度実績 年2回・計4.6月分)

(2) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分(うち休憩時間1時間)

※業務の都合に応じて、勤務時間を変動することがあります。

※業務上の必要がある場合は、時間外勤務や休日勤務を命ずる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(4) 休暇等

年次有給休暇（年間20日、残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇、病気休暇など）があります。また、育児休業や介護休業の制度もあります。

(5) 福利厚生

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険等の各種保険に加入します。
広島県社会福祉協議会社会福祉従事者互助会事業に加入します。

(6) 定年

定年は満60歳（定年に達した日以後における最初の3月31日に退職）です。
再雇用制度有り（65歳まで）

(7) その他

試用期間中(3ヵ月)に係る給与、その他勤務条件等は正式採用の場合と同等となります。
通勤手当の支給上限額は月額55,000円。
マイカー通勤者の駐車場は自己確保自己負担。

10 その他

(1) 採用試験に要する経費（交通費等）は、受験者個人の負担となります。

(2) 提出書類は返却いたしません。提出書類に記載された個人情報採用試験のために用い、それ以外の目的には使用しないとともに、適正に管理します。